

**第 8 号**

**(10月6日)**



令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第8号

令和5年10月6日(金曜日)

議事日程 第8号

令和5年10月6日(金曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案第56号 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件

出席議員氏名(49人)

- 星野愛斗君
- 高井千歳さん
- 住永栄一郎君
- 亀田英雄君
- 幸村香代子君
- 杉 篤ミカさん
- 立山大二朗君
- 斎藤陽子さん
- 堤 泰之君
- 南部隼平君
- 本田雄三君
- 岩田智子君
- 前田敬介君

- 坂梨剛昭君
- 荒川知章君
- 城戸淳君
- 西村尚武君
- 池永幸生君
- 竹崎和虎君
- 吉田孝平君
- 中村亮彦君
- 高島和男君
- 末松直洋君
- 前田憲秀君
- 松村秀逸君
- 岩本浩治君
- 西山宗孝君
- 河津修司君
- 楠本千秋君
- 橋口海平君
- 緒方勇二君
- 増永慎一郎君
- 高木健次君
- 高野洋介君
- 内野幸喜君
- 山口裕君
- 岩中伸司君
- 城下広作君
- 西 聖一君
- 鎌田 聡君
- 渕上陽一君
- 坂田孝志君
- 溝口幸治君
- 池田和貴君
- 吉永和世君

松 田 三 郎 君  
藤 川 隆 夫 君  
岩 下 栄 一 君  
前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 富 永 隼 行 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
人 事 委 員 会  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長  
兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、去る9月27日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第34号まで及び第55号並びに請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の9月補正予算は、新型コロナ対策分として、児童扶養手当受給者等に対する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費等、1億400万円余の増額補正、通常分として、令和3年度国庫補助金の額の確定等に伴う返納金に要する経費等、30億1,200万円余の増額補正で、総額31億1,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,301億5,400万円余であります。

す。

病院局の9月補正予算は、新型コロナ対策分として、こころの医療センターにおける備品購入に要する経費、100万円余の増額補正であり、補正後の資本的収支の予算総額は4億200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、部長総括説明において、本年9月末までとされていた新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の移行期間を、来年3月までに延長するとの説明があったが、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、来年3月末まではこれまでと同じ数で延長するのか、それとも少しずつ減らしながら延長するのかとの質疑があり、執行部から、新型コロナウイルス感染者のために確保する病床は、本年9月末までは700床以上を確保して入院患者の受入れを行ってきたが、今後、来年3月末に向けては、重症、中等症の患者に重点化を図るという国の方針を受け、確保する病床の数を見直していくこととしているとの答弁がありました。

さらに、委員から、確保する病床の数は、国の方針に合わせて見直しを行うとのことだが、その目安を示さないと医療機関側はどの程度確保すればいいのか分からないので、できる限り早めに対策を取ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種は7回目が始まっているが、現場感覚ではその接種率は高くない、接種率はどの程度か教えてほしい、また、今後接種率を上げていく

ためには、どこでも接種できる環境をつくっていく必要があると思うが、住んでいる市町村以外の市町村でも接種ができる接種の広域化はできないのかとの質疑があり、執行部から、令和5年春に開始したワクチン接種は、主に65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人が対象であり、県内の対象者約55万人に対し、その接種率は55.6%であった、また、接種の広域化については、現時点ではまだ具体的な取組は行っておらず、今後、医師会と相談する中で、どのような取組ができるか検討したいとの答弁がありました。

次に、委員から、私学振興費の給食費支援事業について、私学助成を受ける私立幼稚園や認可外保育施設のうち、給食を提供している施設はそれぞれどのくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、私学助成を受ける私立幼稚園は8施設全ての施設で、認可外保育施設は、熊本市所管分を除いた77施設のうち56施設で給食を提供しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、広島市の給食請負業者が、経営が悪化し、給食を提供できなくなった事案があったが、県内の業者においてはそのようなことはないのかとの質疑があり、執行部から、県内の業者で経営が悪化しているところがあるとは聞いていないとの答弁がありました。

次に、委員から、感染症予防費の保環研検査関連機器整備事業について、今回購入する保健環境科学研究所の検査機器は、新型コロナウイルス感染症に特化したものかとの質疑があり、執行部から、今回は、新型コロナウイルス感染症に係る補助事業の対象となる機器を選定しており、耐用年数がかかり過ぎて、令和6年度または7年度に更新予定のものを前倒しして更新したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、保健環境科学研究所の業務

は幅広いので、新型コロナウイルス感染症以外の県民を守るための業務にも対応できるように、機器等の整備を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

**○池永幸生君** 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告8件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の9月補正予算は、自然公園施設の災害復旧に要する経費等、7,200万円余の増額補正であります。補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて178億2,400万円余であります。

商工労働部の9月補正予算は、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援に要する経費等、47億4,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて815億900万円余であります。

観光戦略部の9月補正予算は、台湾における企

業支援窓口の運営に要する経費、300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は38億8,200万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、台湾における企業支援窓口運営事業について、既存の民間事務所との連携が大事である、相談窓口は連携しやすい場所に設置され、利用する人たちの要望に応えられる体制となっているのかとの質疑があり、執行部から、相談窓口は台北市内の中心部に設置し、アクセスしやすい場所にあり、相談窓口を務めるアドバイザーは、既存の民間事務所とも頻繫にやり取りをしている、また、県内企業や台湾企業双方と幅広いコネクションを持っており、県内企業へ効果的な支援を行うことが期待できるとの答弁がありました。

次に、委員から、エネルギー価格高騰に対する事業者緊急支援事業について、どういった事業者が特別高圧電力利用事業者に当たるのかとの質疑があり、執行部から、消費電力から推計し、大規模工場やショッピングモール等、おおむね140事業者が対象となると考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、LPガス利用事業者支援については、県内の事業者全てが対象になるのか、また、熊本市も同様の支援事業を実施しているが、県の支援と合わせてどのくらいの支援額となるのかとの質疑があり、執行部から、県内の業務用及び工業用のLPガス利用事業者が対象であり、また、その支援額は、県の支援額4万円と、熊本市においては、独自の財源で1事業者当たり6,000円を支援すると聞いているので、合わせて4万6,000円となるとの答弁がありました。

次に、委員から、公益財団法人熊本県環境整備

事業団の経営状況報告に関連して、熊本県公共関係と産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとは、現在、全体容量のうち、廃棄物が埋められている割合はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、令和5年3月末で50.8%埋められており、埋立量の内訳は、熊本地震と令和2年7月豪雨の災害廃棄物が73.9%、通常の産業廃棄物が13.4%、残りが覆土で12.7%である、産業廃棄物のみを埋めていくと、20年以上は運用可能と考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、産業廃棄物だけでなく災害廃棄物も搬入することを考えると、今後災害が起これば、災害廃棄物を受け入れざるを得ず、運用期間はもう少し短くなってくる、今のうちから次の候補地を検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、現在、次の候補地を検討している状況ではないが、エコアくまもとの2.5倍の処理能力がある民間の管理型最終処分場が令和8年度に供用開始する予定と聞いており、そういった民間の動きを見据えながら、今後県として考えていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、観光戦略部の部長総括説明で、今後、台湾からのインバウンドのさらなる増加を期待しているとあったが、就航した航空便を維持するためにも、インバウンドだけでなく、アウトバウンドの増加についてももしっかり対応してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ノーモア・ミナマタ近畿第2次国家賠償等請求訴訟大阪地裁判決への対応について、国と協議しながら対応を検討することであるが、早期解決に向けて県として動いてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定い

たしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 次に、農林水産常任委員長長の報告を求めます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇]

**○中村亮彦君** 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係4議案及び報告7件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の9月補正予算は、肥料価格の高騰など、生産コストの上昇に係る農業者への支援や令和5年梅雨前線豪雨に伴う災害復旧等に加え、豚熱対策強化の取組及び赤潮被害への対応に要する経費等、39億8,600万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて768億8,500万円余であります。

あわせて、繰越明許費の設定及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてであります。令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、水田の畑地化や転換作物の定

着を支援する畑地化促進事業については、要望額と採択額に大きな差があると聞いているが、実態はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、令和4年度に、国の水田活用の直接支払交付金について、5年間に一度も水張りが行われていない水田は交付金の対象としないという具体的なルールが示され、それに合わせて畑地化促進事業が補正予算によって250億円措置されたが、本県における事業要望額46億6,000万円に対して、採択額は、現在4億1,000万円にとどまっている、当該事業を要望している農業者は、国の方針に基づき畑作を本作化する意思表示をされた方であるため、国へは引き続き採択をお願いしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、畑地化促進事業が採択されず、水田活用の直接支払交付金も受け取れない状況が生じることを懸念している、農家の方々が不安を感じないよう、国へしっかり働きかけてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、家畜衛生・防疫対策事業費について、佐賀県で発生した豚熱は、感染経路が明らかでなく、野生イノシシ以外の経路も考えられるので、その点を踏まえた防疫対策をしっかりと行ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、ワクチンの継続接種に係る手数料は、九州各県横並びで設定しているということであるが、飼養管理者等による接種に比べて手数料が高い県防疫員に接種を頼る小規模農家への負担軽減を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県産養殖魚消費拡大緊急対策事業について、中国の日本産海産物の禁輸措置が行われる中で、インターネットでは北海道のホタテや他県のブリなどへの応援企画が見られるが、天草産ブリにおいては、検索しても消費を促すよ

うな企画が見当たらない状況である、ふるさと納税返礼品としての活用や加工品製造などへの支援はないのかとの質疑があり、執行部から、養殖魚の消費拡大については、消費者の嗜好性を踏まえた販売活動が必要と考えており、そうした中で、養殖魚の加工品の新たな商品開発支援を行っており、一部の商品はふるさと納税の返礼品としても活用されている、今後は、国の事業も活用しながら、消費拡大の取組を進めていくとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもと食と農の発見事業では、企業が社員食堂で県産食材を利用する際に支援を行っているが、今後、学校給食や病院給食へも対象を広げていくのかとの質疑があり、執行部から、現段階では、中国による禁輸への対応策としてなるべく早く取り組むため、社員食堂のみを対象としている、学校給食については、コロナ交付金を活用した事例があり、今後、国の支援策を見ながら検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定をいたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(瀧上陽一君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕



○荒川知章君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係3議案、条例等関係16議案及び報告9件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の9月補正予算は、令和5年梅雨前線豪雨等で被災した公共土木施設の復旧や益城町における土地区画整理事業の宅地造成に要する経費等、122億3,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,249億1,100万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等及び繰越明許費の設定であります。

次に、条例等関係議案についてであります。令和5年度道路事業の経費に対する市町村負担金について外15議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、宅地開発対策費について、盛土規制法に基づく規制区域指定のための調査事業ということだが、規制区域指定の条件とは何か、また、ある程度区域を絞った調査を行うのかとの質疑があり、執行部から、現在、予備的調査を実施しており、規制区域指定が必要な条件等を整理しているところである、また、規制が必要かどうかの調査はこれからであり、県内全域を対象に調査していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、区域指定が適切なものとなるように、しっかりと考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、単県河川等災害関連事業は、国庫補助の対象とならない事業ということだが、

どのようなものを計上しているのかとの質疑があり、執行部から、今年の雨で、令和2年災害の復旧現場における工事用道路が流失した箇所の補修や災害査定の際採択要件を満たさない小規模な工事の経費などを計上しているとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の変更に関連して、雨で工事期間が伸びた、物価高騰によって請負金額が上がったというような軽微な案件まで議会の議決が必要なのかとの質疑があり、執行部から、議会の議決の要否については、地方自治法の規定に基づき行っているとの答弁がありました。

さらに、委員から、設計変更など契約内容を大きく変更した場合には議会の議決が必要と思うが、もともと予定価格が5億円以上の工事契約は、変更金額の多寡にかかわらず、一律に議会の議決案件となるという点は今後変えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、熊本高森4車線化及び土地区画整理事業について、工事資材費高騰などで当初予定より増額となっているが、TSMC関係の事業もある中、予算確保の問題で工事が遅れてしまうことが懸念される、創造的復興に向けた事業でもあり、スピード感を持って取り組まないといけない中、進捗に影響はないのかとの質疑があり、執行部から、物価高騰や電線地中化等で事業費は増加しているが、予算については、これまでも国土強靱化予算として要求額をしっかりと確保できており、予算によって事業進捗に遅れが生じることは一切ない、また、8月21日に実施した国へのTSMC関連緊急要望においても、地域の道路予算に影響が出ないよう、別枠での配分を要望したところであり、熊本地震関連事業をはじめ従来の事業についても、しっかりと取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県道路公社の経営状況報告に関連して、松島有料道路に導入した新しい通行システムETCXについて、導入前と比べて時間短縮の効果はあったのかとの質疑があり、執行部から、ETCXは、キャッシュレス等の非接触のメリットもあり導入したもので、決済のやり取りを行うために一旦停止が必要なシステムとなっている、利用者の利便性向上のためにも利用登録者数を増やす取組を実施しているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本地震、令和2年7月豪雨の発生以降、忙しさが続いており、今回の豪雨災害では、上益城地域は集中的に被害を受け、上益城地域振興局に応援職員を派遣してもらっている、そのような状況の中、新卒の技術系職員は採用できているのか、土木部で危機感を持って人材を確保しないと、災害などに対応できないと思うかどうかとの質疑があり、執行部から、土木職員の確保については、我々も大きな課題と考えている、令和元年度から大卒の採用が募集定員に満たない状況が続いており、今年度は、年2回の採用試験等を行っているが、定員に達していない状況である、地道な取組だが、リクルートをしっかりやって成果につなげたい、定員に満たなかった分は、任期付職員や他県からの応援派遣、民間の力等を活用しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、業界全体で人が少なくなっている状況であり、県の土木職員がいなくなるのはさらに重要な問題である、リクルート活動等をしっかりやってもらい、予算をかけてでも人材を確保してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、ツール・ド・九州が開催されるが、自転車が行くための道路調査や補修などは行ったのかとの質疑があり、執行部から、ツール・ド・九州のコースについては、事前に主催

者側と現地調査を行い、危険箇所の点検を行った、その結果、舗装補修約2万平方メートル、区画線の引き直し約12キロメートル、矢羽根約500か所の施工を行い、そのほか指摘箇所も対応済みであるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

[西村尚武君登壇]

**○西村尚武君** 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係4議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の9月補正予算は、県営体育施設におけるトイレの洋式化、手洗い場の自動水栓化や教育支援型の電子図書館の導入に要する経費等、3億7,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,277億7,000万円余であります。

あわせて、県立学校のICT支援員配置業務委託等に係る債務負担行為の変更であります。

警察本部の9月補正予算は、放置車両確認、標

章取付け等に関する業務委託に係る債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります、財産の取得について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、情報処理関連業務の債務負担行為の変更に関連して、令和8年度以降に更新時期を迎える県立高校の生徒用端末の更新費用は保護者負担となるのかとの質疑があり、執行部から、これまではコロナ交付金等が活用できたことから、県が端末を購入し無償で貸与していた、今後は、保護者等の負担とすることを基本としつつ、端末の仕様を統一し、一括発注する仕組みをつくるなど、負担軽減等も検討していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、保護者からは負担軽減の要望もあることから、全額補助ではなく一部補助でもよいので、更新費用に対する支援を検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、不足する教職員の人材確保については、教育委員会において様々な取組を実施していることを承知しているが、制度や財源等の制約により取組が進まないことなどはあるのかとの質疑があり、執行部から、例えば給与水準等処遇の改善については、制度上県独自で取り組むことが難しいが、国においてその制度を見直す動きもあっており、そうした動きも注視しながら、県として今後必要な措置を講じていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県暴力追放運動推進センターの相談活動事業について、相談件数が令和3年度から大きく増加しているが、これは、暴力団関係の事案の増加によるものかとの質疑があり、執行部から、これは、対応処理状況をより詳しく

統計に反映するため、その計上方法を見直したことによるものであるが、特に令和3年度については、特定の業種に係る暴排意識の高まりにより相談件数が増加しているものとの答弁がありました。

次に、委員から、自転車の安全利用に関連して、令和5年7月から、電動キックボードが条件付で歩道を走行できるようになったが、歩道は歩行者が優先であり、県警においては、歩行者の安全を守ることを最優先に、電動キックボードの安全利用を推進してほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係2議案、請願1件及び報告8件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度9月補正予算は、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や

先日発生した豚熱や赤潮被害等への対応に要する経費等、270億1,900万円余の増額補正であり、補正後の令和5年度の一般会計の予算総額は、9,504億5,600万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について外1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、「世界津波の日」2024高校生サミットin熊本開催事業について、開催のテーマは、本県が進める創造的復興の状況や災害の経験、教訓を伝え、今後の災害に備えるという認識でよいかとの質疑があり、執行部から、高校生サミットでは、熊本地震や令和2年7月豪雨等の経験や教訓を国内外に広く伝えるということに加え、県内被災地等を巡るツアーにおいて、災害への備えなどについて学んでいただくとともに、創造的復興の状況を見ていただきたい、また、同時期に本県で内閣府が開催する、国内最大級の防災イベントである防災推進国民大会でも本県での取組を見ていただくなど、相乗効果を図っていききたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本県立大学の業務の実績に関する評価について、知的財産の登録数や論文の発表数等の数字や結果が大学評価の一つの指標となるので、経営の視点から、もう少し意識を高めてそれらを把握するとともに、地方自治体との連携の成果についてもデータを整理しておく必要があると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、県立大学では、22市町村と包括協定を結び、様々な分野での研究や講座を実施しているが、それらについて周知不足の部分も

あるため、今後、もう少し見えるような形で実績評価やPRを実施していきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、自治体との連携において、連携する自治体を公募したり、自治体側からの提案についてマッチングするような取組はあるのかとの質疑があり、執行部から、県立大学内の地域連携のためのセンターが市町村との調整を行っており、包括協定を結んでいる市町村と、毎年度、地域貢献研究事業として、10から15程度のテーマについて連携して研究を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、阿蘇草原維持再生人材確保強化事業について、野焼きについては、ボランティアの方々がなかなか集まらず、地元で携わる人も少ない、また、火を扱うという点で専門性が求められるなどの課題があると思うが、その辺りの状況や事業の内容について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、ボランティア登録者数は、昨年度末に比べ若干増加しているが、ボランティア以外の地元の出役者数は、昨年度の5,500人超から、高齢化などによって2028年度から2029年度にかけて5,000人を切る見込みであり、野焼きの継続への危機感を持っている、昨年度は、野焼きの際の延焼に備えた損害保険への加入に地域全体で取り組んでおり、今回の事業では、ボランティアの方に燃えにくい難燃性の衣服を貸与するなどして、安全に野焼きに取り組んでいただけるよう取り組むこととしているほか、当初予算の事業の中では、ベテランの方と一緒に作業をすることにより経験を積んでいただくなどの取組を行っており、引き続き阿蘇の野焼きの継続に取り組んでいくとの答弁がありました。

関連して、委員から、野焼きへの支援をボランティアのみに頼るのは限界があるのではないか、

県内に進出する企業による地域貢献、副業を通じた草原の維持という視点も入れて事業を組み立てるべきではないかとの質疑があり、執行部から、阿蘇の草原の大切さをPRすることで寄附金を募るなどの取組を継続しつつ、新たな視点を入れた取組についても今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住定住促進事業について、コロナ禍で県内への移住、定住は増えてきたのか、また、今回の事業ではどのような内容を予定しているのかとの質疑があり、執行部から、コロナ禍において、本県への移住者数、移住相談件数は増加傾向にあり、令和4年度はいずれも過去最高となるなど、移住先としての本県の存在感が増してきている、今回の事業では、こうした本県への注目の高まりを着実に移住へとつなげていくため、都市圏での電車広告を活用したプロモーションや本県での暮らしを体験してもらうための移住体験ツアーなどを実施する予定であるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、私学助成の充実強化等に関する意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

**○議長(瀧上陽一君)** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(瀧上陽一君)** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第34号まで及び第55号を一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(瀧上陽一君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外34件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する総務常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第6号を採決いたします。

ただいまの総務常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(瀧上陽一君)** 御異議なしと認めます。よって、請第6号は、総務常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

---

## 日程第2 閉会中の継続審査の件

**○議長(瀧上陽一君)** 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、議案について、決算特別委員長から、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

議案第35号から第54号までは、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第35号外19件は、決算特別委員長から申出のとおり決定いたしました。

次に、各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

---

#### 知事提出議案第56号

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る9月27日の会議において提出されました知事提出議案第56号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第56号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第56号を議題といたします。

---

第56号 教育委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### 議員提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号を議題といたします。

---

議員提出議案第1号

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年10月6日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作  
熊本県議会議長 瀧上 陽 一 様

.....  
軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成21年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に改められた際に、平成24年3月末まで3年間の期限が設けられて以降、4回にわたり延長されてきたところであり、令和6年3月末で適用期限を迎えることとなっている。

この課税免除の特例措置により、本県の農林水産業、船舶を使用する事業、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業など県内の幅広い産業の収益向上、ひいては関係事業者の経営安定が図られてきたと言える。

平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨からの復興に、県民一丸となって取り組んでいる中、半導体関連産業の進出といった前向きな要素も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地域経済も、ようやく回復の兆しが見えてきたところである。しかしながら、昨今の燃料価格をはじめとする物価高騰の影響で、農林漁業者や中小企業、小規模事業者等の業況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、課税免除対象事業者の経営環境が悪化し、地域経済の回復にも大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、国におかれては、地域経済を支える産業の衰退を招くことがないように、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、令和6年4月1日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上 陽 一  
衆議院議長 細田 博之 様  
参議院議長 尾辻 秀久 様  
内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
総務大臣 鈴木 淳司 様  
財務大臣 鈴木 俊一 様  
農林水産大臣 宮下 一郎 様  
経済産業大臣 西村 康稔 様  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

---

委員会提出議案第1号

私学助成の充実強化等に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年10月6日提出

提出者 総務常任委員会

委員長 岩本浩治

熊本県議会議長 淵上陽一様

私学助成の充実強化等に関する意見書

熊本県の私立学校は、各々の建学の精神に基づき時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

近年の急速な情報化・技術革新による社会的変化に加え、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、未来を創る子供たちへの教育が何より重要である。そのため国は「人への投資」を促進する政策を最優先し、質の高い公教育の再

生に向けて総合的に取り組むこととしている。各私立学校は、この教育改革に的確に対応することを強く求められているものの、昨今の諸物価の上昇や生徒数の減少等により厳しい経営状況にあり、対応に苦慮しているのが現状である。

加えて、ICT環境の整備や感染症・熱中症対策としての空調・換気設備等、私立学校が対応すべき様々な設備には多額の経費を要する。

更には、地震等の災害発生時に地域の緊急避難場所としての役割も期待される私立学校の非構造部材等を含めた耐震化の促進も急務であり、また、高等学校段階からの海外留学に係る支援策の充実や、令和2年7月豪雨に伴う災害により被災した生徒の就学機会の確保のための長期的な支援及び今後の激甚化する自然災害に対応する支援の強化も必要である。

また、保護者の学費負担に係る公立学校との格差は、私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げ等があったものの依然として大きく、子供たちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等を保障する意味でも、高等学校等就学支援金や専攻科生徒への修学支援金などの制度の更なる充実や、現行制度では負担が十分に軽減されない保護者を対象とした教育費減税制度の創設等、私立中学・高等学校に通う生徒に対する経済的支援の拡充強化が喫緊の課題である。

我が国の学校教育の将来を考えると、公私相まつの教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という新しい時代の要請にも応え得るものである。

よって、国におかれては、私立学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、現行



の私学助成に係る国庫補助制度を堅持され、より一層の充実を図られるとともに、ICT環境の整備や生徒の海外研修等経費への支援及び学校施設の耐震化等に係る支援並びに令和2年7月豪雨災害により被災した生徒に対する支援について、長期的な視野に立った継続的取組を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上陽一

衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
総務大臣 鈴木淳司様  
財務大臣 鈴木俊一様  
文部科学大臣 盛山正仁様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

#### 議員派遣の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

#### 議員派遣の件

令和5年10月6日

次のとおり議員を派遣する。

#### 1 ブラジル及びペルーへの友好訪問

(1) 派遣目的 本年度は、熊本県を含む日本からブラジルへの移住開始115周年、ブラジル熊本県文化交流協会の創立65周年、そして熊本県人のペルー移住120周年を迎える年でもあり、この節目の年に当たり、ブラジル及びペルーの両国との絆をさらに強固なものとするため、両国へ友好訪問を行い、記念式典への参加をはじめ、ブラジル移民開拓先没者慰霊碑への参拝、県関係者との意見交換等を行う。

(2) 派遣先 ブラジル、ペルー

(3) 派遣期間 令和5年11月2日(木)から11月14日(火)まで

(4) 派遣議員 池田和貴

## 2 地方議会活性化シンポジウム2023

(1) 派遣目的 議会への積極的な住民参加の促進を目的とした地方議会における取組事例を紹介するとともに、それらの取組の推進における議題等を共有することを主眼に多様な人材の地方議会への参画の実現に向けて開催されるシンポジウムに参加することにより、地方議会の活性化に資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日(月)

(4) 派遣議員 山口 裕、増永慎一郎、  
星野愛斗

## 3 第23回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣目的 都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する。

(2) 派遣先 東京都

(3) 派遣期間 令和5年11月13日(月)及び11月14日(火)

(4) 派遣議員 前田憲秀、松村秀逸、  
岩田智子、末松直洋、  
吉田孝平、荒川知章、  
堤 泰之

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ  
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに  
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今  
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一  
任願いたいと思います。これに御異議ありません  
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ  
って、そのように取り計らうことに決定いたしま  
した。

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程及び会期  
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年9月熊本県議会定例会を  
閉会いたします。

午前10時48分閉会